

射水市 1号認定（射水市立幼稚園）保育料徴収基準額表

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）			
		平成28年度入園児		平成29年度以降入園児	
		就園第1子	就園第2子	就園第1子	就園第2子
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
第2-1	市町村民税非課税世帯	1,300	650	1,300	650
第2-2	市町村民税均等割のみ課税世帯	1,300	650	1,300	650
第3-1	市町村民税所得割額24,300円以下	2,000	1,000	2,000	1,000
第3-2	市町村民税所得割額24,301円以上48,600円以下	3,000	1,500	3,000	1,500
第3-3	市町村民税所得割額48,601円以上59,000円以下	3,900	1,950	3,900	1,950
第3-4	市町村民税所得割額59,001円以上77,100円以下	5,200	2,600	5,200	2,600
第4-1	市町村民税所得割額77,101円以上97,000円以下	7,000	3,500	7,000	3,500
第4-2	市町村民税所得割額97,001円以上115,000円以下	9,000	4,500	9,000	4,500
第4-3	市町村民税所得割額115,001円以上169,000円以下	11,000	5,500	11,000	5,500
第4-4	市町村民税所得割額169,001円以上211,200円以下	13,000	6,500	13,000	6,500
第5-1	市町村民税所得割額211,201円以上301,000円以下	13,000	7,500	15,000	7,500
第5-2	市町村民税所得割額301,001円以上397,000円以下	13,000	8,500	17,000	8,500
第5-3	市町村民税所得割額397,001円以上	13,000	9,500	19,000	9,500

備考

- 保育料の算定については、入園児童と生計を同一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税額を合算した金額で決定します。
- 平成30年4月分から8月分までの保育料については平成29年度（平成28年分）市町村民税額をもとに算定し、平成30年9月分から平成31年3月分までの保育料については平成30年度（平成29年分）市町村民税額をもとに算定します。
税額控除は、調整控除及び税額調整措置を除き、反映しません。（寄附金控除、配当控除、住宅借入等特別控除等が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。）
このため、実際の納税額と保育料の決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 同一世帯から2人以上の小学校1年生から3年生までの児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、最も年齢の高い入園児童の保育料はこの表の「就園第1子」欄に定める額とし、次に年齢の高い入園児童の保育料はこの表の「就園第2子」欄に定める額とし、それ以外の入園児童の保育料は無料となります。
- 生計を同一にする世帯に現に3人以上の子がいる場合において、第3子以降の児童（養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。）が入園しているときは、扶養義務者からの申請により、当該児童の保育料は無料となります。
ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 入園児童の属する世帯（生活保護世帯を除く。）の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満の場合において、生計を同一にする世帯に現に2人以上の子があり、第2子以降の児童（養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。）が入園しているときは、当該児童の保育料は無料となります。
ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 入園児童の属する世帯（生活保護世帯を除く。）の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料は無料となります。
 - ひとり親家庭等医療費受給世帯
 - 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等生活に困窮していると特に市長が認めた世帯